

健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。時効の起算日から2年を過ぎてしまうと、給付を受けられなくなってしまいますのでご注意ください。(健康保険法第193条)

給付金ごとの、時効起算日は以下の通りです。

保険給付の種類	時効の起算日および例																					
療養費	<p>患者が代金を支払った日の翌日</p> <p>(例) 子供の治療用眼鏡を作り、代金を H28.9.20 に支払った</p> <p>時効の起算日・・・H28.9.21</p> <p>時効完成・・・・・・・・H30.9.20</p>																					
高額療養費 (付加金)	<p>診療月の翌月の1日</p> <p>(但し診療費の自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日)</p> <p>(例) H28.9.15～H28.9.25 まで入院、9月末日に一部負担金を支払った。</p> <p>時効の起算日・・・H28.10.1</p> <p>時効完成・・・・・・・・H30.9.30</p>																					
傷病手当金	<p>労務不能であった日ごとに、その翌日</p> <p>傷病手当金は1日単位で給付金が支払われるため(待機期間は支給対象外)、時効も1日単位で発生します。</p> <p>(例) H28.9.3 から H28.9.15 まで労務不能の状態だった。</p> <table border="1" data-bbox="438 929 1252 1272"> <thead> <tr> <th>労務不能だった日</th> <th>時効の起算日</th> <th>時効完成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.9.3</td> <td>H28.9.4 (待機期間)</td> <td>H30.9.3</td> </tr> <tr> <td>H28.9.4</td> <td>H28.9.5 (待機期間)</td> <td>H30.9.4</td> </tr> <tr> <td>H28.9.5</td> <td>H28.9.6 (待機期間)</td> <td>H30.9.5</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>H28.9.15</td> <td>H28.9.16</td> <td>H30.9.15</td> </tr> </tbody> </table>	労務不能だった日	時効の起算日	時効完成	H28.9.3	H28.9.4 (待機期間)	H30.9.3	H28.9.4	H28.9.5 (待機期間)	H30.9.4	H28.9.5	H28.9.6 (待機期間)	H30.9.5	:	:	:	:	:	:	H28.9.15	H28.9.16	H30.9.15
労務不能だった日	時効の起算日	時効完成																				
H28.9.3	H28.9.4 (待機期間)	H30.9.3																				
H28.9.4	H28.9.5 (待機期間)	H30.9.4																				
H28.9.5	H28.9.6 (待機期間)	H30.9.5																				
:	:	:																				
:	:	:																				
H28.9.15	H28.9.16	H30.9.15																				
出産手当金	<p>出産のため労務に服さなかった日ごとに、その翌日</p> <p>傷病手当金の例をご参照ください。</p>																					
出産育児一時金	<p>出産した日の翌日</p> <p>(例) H28.9.15 に出産した。</p> <p>時効の起算日・・・H28.9.16</p> <p>時効完成・・・・・・・・H30.9.15</p>																					
埋葬料(費)	<p>死亡した日の翌日(埋葬を行った日の翌日)</p> <p>埋葬料(例) H28.8.30 に死亡した</p> <p>時効の起算日・・・H28.8.31</p> <p>時効完成・・・・・・・・H30.8.30</p> <p>埋葬費(例) H28.8.30 に亡くなり、H28.9.2 に埋葬した。</p> <p>時効の起算日・・・H28.9.3</p> <p>時効完成・・・・・・・・H30.9.2</p>																					

時効完成までに請求してください。

1日でも過ぎると給付金を受けられなくなります。